



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年3月2日金曜日 第2347号

◇ 目次 ◇ 規 則

地方職員共済組合愛媛県支部運営審議会規程を廃止する規則..... 159

告 示

- 指定代理納付者の指定..... 159
- 愛媛県物産観光センターの指定管理者の指定の取消し..... 159
- 解除予定保安林にする旨の通知..... 159
- 保安林予定森林..... 160
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知..... 160
- 保安林の指定施業要件の変更予定..... 161
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... 162
- 建築士の免許の取消し..... 162
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 162
- 土地改良区役員の就退任の届出..... 164
- 市営土地改良事業の施行の同意（2件）..... 164
- 道路の区域変更（県道新居浜別子山線外）..... 164
- 道路の供用開始（ " " ）..... 165

- 道路の区域変更（県道串内子線）..... 166
- 道路の区域変更（県道池田中山線）..... 166
- 道路の区域変更（県道広田双海線）..... 166
- 道路の区域変更（県道寺尾重信線）..... 166
- 道路の供用開始（県道伊予松山港線）..... 167
- 道路の供用開始（県道伊予松山港線）..... 167
- 土地改良区役員の就退任の届出..... 167
- 道路の区域変更（県道宇和高山線）..... 167
- 道路の供用開始（ " " ）..... 168

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 168

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則..... 168

公安委員会規則

- 愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... 169
- 愛媛県道路交通規則及び愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則..... 170

規 則

○愛媛県規則第3号

地方職員共済組合愛媛県支部運営審議会規程を廃止する規則を次のように定める。

平成24年3月2日

愛媛県知事 中村時広

地方職員共済組合愛媛県支部運営審議会規程を廃止する規則

地方職員共済組合愛媛県支部運営審議会規程（昭和24年愛媛県規則第61号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第267号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成24年3月2日

愛媛県知事 中村時広

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤファー株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付するふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入
- 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

○愛媛県告示第268号

愛媛県物産観光センターの指定管理者からの申出により、公の施設の指定管理者の指定を次のとおり取り消した。

平成24年3月2日

愛媛県知事 中村時広

- 公の施設の名称
愛媛県物産観光センター
- 指定管理者の住所及び名称
松山市大可賀二丁目1番28号
愛媛県物産観光センター管理コンソーシアム
代表者 社団法人愛媛県観光協会
構成員 社団法人愛媛県物産協会
- 取り消した年月日
平成24年2月29日

○愛媛県告示第269号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林

法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年3月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
松山市東川町乙70の10
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第270号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
松山市宮野909、910の1、910の2、912、2078、2082、2118の1、2118の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宮野909・910の1・910の2・912・2078・2082・2118の1・2118の2（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第271号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年3月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西予市野村町野村17号66の2から17号66の4まで（以上3筆国有林。）、17号1、17号9、17号12の1、17号12の2、17号15、17号18の1、17号19、17号21、17号24、17号25、17号26の1から17号26の3まで、17号27の1、17号28、17号29、17号30の1、17号30の2、17号31から17号33まで、17号38、17号42の1、17号42の2、17号43、17号44の1、17号44の5、17号44の6、17号45の1、17号48の1、17号52の1、17号56の1、17号56の3、17号56の4、17号57の1、17号65の1、17号65の5、17号66の1、17号66の10から17号66の12まで、17号67の1
- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西予市野村町野村16号200、17号5の1、17号5の7、17号6の1、17号10、17号11、17号14の1、17号20、17号22、17号23の1、17号39、17号40、17号46、17号49、17号50の1、17号50の2、17号51、17号59の1、17号61の1、17号62の1、17号62の3、17号63の1、17号63の7から17号63の9まで、17号64の1、17号64の4

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西予市野村町野村17号35、17号36、17号47

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西予市野村町野村16号1023から16号1025まで

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第272号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町柏39、168の1、168の2、169、170、178、179、188から193まで、800、802、803、854、855、856の1、857の1、857の2、858の1、858の2、859の1、859の2、860、861、1068、1069、1074、1075、1079、1083、1084、1139から1151まで、1153、1154、1160、1161、1211から1214まで、1216、1217、1468、1471、1472、1476、1477、1709、1711、1713から1718まで、1722から1724まで、1727、1901、1902、2186から2191まで、2192の1、2192の2、2193、2195、2197、2205、2207
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町柏1461、1462、1465から1467まで、1488
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町柏1754・1756(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1690
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町柏1686の1・1689の2・1756・1757・1758の1(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、1685、1687、1689の1
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町須ノ川52、65、66の1、66の2、67、68、70の1から70の3まで、72の1から72の4まで、73の1から73の3まで、85の1、85の2、89の1、89の2、90の1、90の2、91の1、91の2、92から94まで、98
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町須ノ川52、65、66の1、66の2、67、68、70の1から70の3まで、72の1から72の4まで、73の1から73の3まで、85の1、85の2、89の1、89の2、90の1、90の2、91の1、91の2、92から94まで、98
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその

関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第273号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年 3月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第274号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成24年 3月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許の取消年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消の理由
	氏 名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
平成23年12月25日	越 智 省 三	二級建築士	愛媛県知事登録第1947号	死亡による

○愛媛県告示第275号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 3月 2日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 十倉 雅和
- 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
- 特定施設に関する事項

(1) R - 951 酸洗浄脱水槽

特定施設の種類の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号口 分離施設
特定施設の能力	1日当たり16トン処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成24年 4月 15日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
特定施設の使用時間間隔	間 欠
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.5~6.5 最大 4.5~7.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 43.500 最大 52.200
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20以下 最大 20以下
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.000 最大 3.600
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1.5 最大 1.8

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT総合排水処理施設にて処理する。

(2) R - 941 環化反応槽

特定施設の種類の種類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり16トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成24年 4月 15日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.5~8.5 最大 6.5~9.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,100 最大 1,320
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20以下 最大 20以下
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 22 最大 26
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 4.6 最大 5.5

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT総合排水処理施設にて処理する。

(3) R - 981 MMP C反応・洗浄槽

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり11トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成24年 4月15日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11.5~12.5 最大 10.5~13.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 14,500 最大 17,400
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20以下 最大 20以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,130 最大 1,360
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2.2 最大 2.6	

備考 汚水等は、新居浜地区のN B T総合排水処理施設にて処理する。

(4) Z - 941 E L Mろ過機

特定施設の種 類	政令別表第1第37号ハ ろ過施設	
特定施設の能 力	1日当たり15トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成24年 4月15日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.5~4.5 最大 2.5~5.5

る汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 760 最大 912
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20以下 最大 20以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13 最大 16
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 3.0 最大 3.6

備考 汚水等は、新居浜地区のN B T総合排水処理施設にて処理する。

(5) T - 902 充填塔

特定施設の種 類	政令別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり20立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成24年 4月15日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~6.5 最大 4.5~7.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 85
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20以下 最大 20以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 15 最大 29

備考 汚水等は、新居浜地区のN B T総合排水処理施設にて処理する。

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	7.0~7.5
		最大	6.5~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	11.2
		最大	20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	15
	最大	27	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	4
		最大	15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1
		最大	5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	22,599
		最大	27,557

(2) No.3排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	7.0~8.0
		最大	7.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	13.8
		最大	19.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	35
	最大	47	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	2
		最大	10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1
		最大	7
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	34,777
		最大	40,748

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第276号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市新居浜土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年 3月 2日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 文二郎	新居浜市西町3-9

○愛媛県告示第277号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、西条市から協議のあった市営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・掛井出地区)の施行に平成24年2月24日同意した。

平成24年 3月 2日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

○愛媛県告示第278号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、西条市から協議のあった市営土地改良事業(農業用道路整備事業・玉之江西地区)の施行に平成24年2月24日同意した。

平成24年 3月 2日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

○愛媛県告示第279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町510番4	旧	メートル 9.5~10.0	キロメートル 0.008	
			新	10.8~11.5	0.008	
"	"	新居浜市立川町645番21	旧	7.0~9.0	0.025	
			新	7.0~17.0	0.025	

"	"	新居浜市大永山字須領スズ尾344番24	旧	10.5~20.0	0.018	
			新	10.5~24.0	0.018	
"	"	新居浜市大永山字須領スズ尾344番59	旧	29.5~44.6	0.047	
			新	34.0~44.6	0.047	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番238	旧	4.3~5.7	0.058	
			新	10.7~13.3	0.058	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番234	旧	4.0~6.5	0.195	
			新	5.4~20.0	0.195	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番210から 同字乙555番223まで	旧	7.5~14.0	0.084	
			新	9.5~18.5	0.084	
"	"	新居浜市別子山字弟地乙550番13	旧	8.5~12.0	0.011	
			新	12.0~13.5	0.011	
"	高知伊予三島線	新居浜市別子山字肉淵乙436番12	旧	3.8~7.3	0.041	
			新	8.5~12.7	0.041	

○愛媛県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町510番4	平成24年 3月 2日
"	"	新居浜市立川町645番21	"
"	"	新居浜市大永山字須領スズ尾344番24	"
"	"	新居浜市大永山字須領スズ尾344番59	"
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番238	"
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番234	"
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番210から 同字乙555番223まで	"
"	"	新居浜市別子山字弟地乙550番13	"

"	高知伊予三島線	新居浜市別子山字肉淵乙436番12	"
---	---------	-------------------	---

○愛媛県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	串内子線	伊予市双海町串字赤ヌタ乙436番9	旧	メートル 16.4～18.1	キロメートル 0.013	
			新	17.8～21.6	0.013	

○愛媛県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	池田中山線	伊予市中山町出淵5番耕地657番4から 同町出淵5番耕地655番4まで	旧	メートル 5.5～7.0	キロメートル 0.020	
			新	5.5～7.9	0.020	

○愛媛県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予市中山町佐礼谷丙1176番5から 同町佐礼谷3号176番3まで	旧	メートル 30.1～30.7	キロメートル 0.015	
			新	30.7～34.5	0.015	

○愛媛県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	寺尾重信線	東温市山之内字古屋敷乙674番4から 同市山之内字馬木甲2488番地先まで	旧	メートル 5.7～19.7	キロメートル 0.282	
			新	7.4～67.9	0.282	

○愛媛県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字北川原字原端944番7から 同字951番8まで	平成24年 3月 2日

○愛媛県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字北川原字西開894番8から 同大字字原端920番4まで	平成24年 3月 2日

○愛媛県告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、一本松土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 3月 2日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	内 倉 長 蔵	愛南町正木1833番地
"	岡 崎 正 志	愛南町増田2406番地
"	徳 岡 谷 満	愛南町増田3635番地
"	本 田 信 宏	愛南町増田3130番地
"	岩 村 晃 稔	愛南町小山1146番地
"	大 森 信 幸	愛南町中川1679番地
"	中 西 茂 文	愛南町中川702番地
"	大 西 常 文	愛南町広見754番地
"	高 田 稔 久	愛南町広見3635番地
"	岡 原 俊 機	愛南町広見283番地
"	松 本 勝 利	愛南町上大道1094番地
"	和 泉 壽 男	愛南町満倉2682番地
監 事	藤 岡 章	愛南町正木2331番地

"	長 尾 英 生	愛南町増田4010番地
"	土 居 尚 行	愛南町広見2234番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 幹 生	愛南町正木1246番地
"	岡 崎 正 志	愛南町増田2406番地
"	徳 岡 谷 満	愛南町増田3635番地
"	本 田 信 宏	愛南町増田3130番地
"	池 田 敏 明	愛南町小山1032番地
"	大 森 信 幸	愛南町中川1679番地
"	中 西 茂 文	愛南町中川702番地
"	大 西 常 文	愛南町広見754番地
"	高 田 稔 久	愛南町広見3635番地
"	岡 原 俊 機	愛南町広見283番地
"	松 本 勝 利	愛南町上大道1094番地
"	和 泉 信 之	愛南町満倉2505番地
監 事	藤 岡 章	愛南町正木2331番地
"	太 田 憲 男	愛南町増田1410番地
"	土 居 尚 行	愛南町広見2234番地

○愛媛県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和高山線	西予市明浜町俵津10番耕地774番14から 同町俵津10番耕地774番 5 まで	旧	メートル 8 6 ~ 34 2	キロメートル 0 .088	
			新	11 6 ~ 54 6	0 .088	

○愛媛県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和高山線	西予市明浜町俵津10番耕地774番14から 同町俵津10番耕地774番 5 まで	平成24年 3月 2日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 3月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 2月 21日	特定非営利活動法人 愛媛キャリアコンサルタント協会	杉 本 勝 教	松山市鷹子町1083番地 9	この法人は、個人が自ら生涯にわたり主体性を持って自分自身の能力や特性に合わせたキャリア形成ができるように就業者、求職者、児童、生徒、学生、企業ならびに団体等に対して支援する活動、雇用等就業機会の拡充を支援する活動およびキャリアコンサルティングの研究活動を行い、広く社会貢献に寄与することを目的とする。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 - 187

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月 2日

愛媛県人事委員会委員長 木 村 スズコ

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 - 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（選考により採用する職）</p> <p>第6条 次に掲げる職への採用は、人事委員会の行う選考によるものとする。</p> <p>(1) 行政職群2級以上の職、公安職群2級以上の職、研究職群2級以上の職、医療職群(一)の職、医療職群(二)3級以上の職、医療職群(三)3級以上の職及び技能労務職群の職</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>（受験資格）</p> <p>第15条 省略</p>	<p>（選考により採用する職）</p> <p>第6条 次に掲げる職への採用は、人事委員会の行う選考によるものとする。</p> <p>(1) 行政職群2級以上の職、公安職群2級以上の職、研究職群2級以上の職、医療職群(一)の職、医療職群(二)3級以上の職、医療職群(三)_____の職及び技能労務職群の職</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>（受験資格）</p> <p>第15条 省略</p>

2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。

(1) 一般職員の採用試験

ア 省略

イ 行政職群の1級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職（法令により資格を必要とする職及び少年補導職員を除く。）及び研究職群の1級の職の採用試験にあつては、年齢21歳以上34歳未満の者（年齢21歳未満の者であつて、大学等を卒業したもの及び当該試験の公告の日の属する年度の3月までに大学等を卒業する見込みのものを含む。）

ウ 省略

(2)・(3) 省略

別表第7（第6条関係）

選考により採用する職

Table with 1 column and 4 rows: 1 法令により次に掲げる資格を必要とする職 (1)・(2) 省略 (3) 助産師、看護師及び准看護師 (4) 省略 2 省略

別表第8（第11条関係）

採用試験及び昇任試験の種類

Table with 2 columns: 試験の種類, 試験の対象となる職又は階級. Rows include 採用試験 (省略, 職員採用候補者(上級)試験, 省略) and 省略.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月2日

愛媛県公安委員会委員長 亀岡 マリ子

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Content includes Article 51 regarding traffic police duties on expressways and roads.

附 則

この規則は、平成24年 3月10日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第 2 号

愛媛県道路交通規則及び愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月 2日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

愛媛県道路交通規則及び愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第 1 条 愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(高速自動車国道等における権限)			(高速自動車国道等における権限)		
<p>第 3 条 の 2 法第114条の 3の規定により、警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道、今治・小松自動車道、大洲道路、宇和島道路及び西瀬戸自動車道に係るものは、愛媛県警察高速道路交通警察隊長に行わせるものとする。</p>			<p>第 3 条 の 2 法第114条の 3の規定により、警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道、今治・小松自動車道、大洲道路 _____ 及び西瀬戸自動車道に係るものは、愛媛県警察高速道路交通警察隊長に行わせるものとする。</p>		
別表第 2 (第 9 条 の 2 関係)			別表第 2 (第 9 条 の 2 関係)		
番号	路線名	区間	番号	路線名	区間
1	四国縦貫自動車道	四国中央市金生町下分字白坂(川之江ジャンクション)から大洲市東大洲1694番 3 まで	1	四国縦貫自動車道	四国中央市金生町下分字白坂(川之江ジャンクション)から大洲市東大洲1810番地まで
2・3 省略			2・3 省略		
3の2	四国横断自動車道	大洲市北只784番 2 から宇和島市高串字屋敷田一番耕地1029番 1 まで	3の2	四国横断自動車道	大洲市北只784番 2 から西予市宇和町稲生913番地 _____ まで
4～13の 3 省略			4～13の 3 省略		
14	一般国道56号 (宇和島道路)	宇和島市津島町高田甲840番 4 から同市高串字屋敷田一番耕地1029番 1 まで	14	一般国道56号 (宇和島道路)	宇和島市保田字清水甲612番 _____ から同市高串字屋敷田一番耕地1029番 1 まで
			14の 2	一般国道56号 (宇和島道路)	宇和島市坂下津字長右衛門谷407番68から同市住吉町字船蔵上724番 1 まで
15	一般国道56号 (大洲道路)	大洲市北只784番 2 から同市東大洲1694番 3 まで	15	一般国道56号 (大洲道路)	大洲市北只15番 1 から同市東大洲1709番まで
			15の 2	一般国道56号 (大洲道路)	大洲市北只1503番15地先から同市北只784番 2 まで
			15の 3	一般国道56号 (大洲道路)	大洲市東大洲1651番 1 から同市東大洲1696番 2 まで
16～122 省略			16～122 省略		

第 2 条 愛媛県道路交通規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(公安委員会にする申請等)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出をしようとする者は、第1項及び前項の規定によるほか、その者の住所を管轄する警察署の交番(内子交番等に限る。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を経由することができる。</p> <p>別記様式第18号(第15条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>事業所名</td></tr> <tr><td>事業所所在地</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p>	省略	事業所名	事業所所在地	省略	<p>(公安委員会にする申請等)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出をしようとする者は、第1項及び前項の規定によるほか、その者の住所を管轄する警察署の交番又は駐在所(ICカード免許証(法第93条の2の規定により免許証に記載され、又は表示されるものの一部を電磁的方法により記録した免許証をいう。))の住所以外の変更の届出にあつては、内子交番等に限る。)を経由することができる。</p> <p>別記様式第18号(第15条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> <tr><td>勤務先所在地</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p>	省略	氏名	勤務先所在地	省略
省略									
事業所名									
事業所所在地									
省略									
省略									
氏名									
勤務先所在地									
省略									

(愛媛県公安委員会公印規程の一部改正)

第3条 愛媛県公安委員会公印規程(昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																	
<p>別表(第2条関係)</p> <p>1 愛媛県公安委員会印</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th rowspan="2">ひな形</th> <th rowspan="2">書体</th> <th colspan="2">寸法 (ミリメートル)</th> <th rowspan="2">管理責任者</th> <th rowspan="2">用途</th> </tr> <tr> <th>縦</th> <th>横</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~8</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p>2 省略</p>	項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途	縦	横	1~8	省略						9	省略						10	省略						11	省略						<p>別表(第2条関係)</p> <p>1 愛媛県公安委員会印</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th rowspan="2">ひな形</th> <th rowspan="2">書体</th> <th colspan="2">寸法 (ミリメートル)</th> <th rowspan="2">管理責任者</th> <th rowspan="2">用途</th> </tr> <tr> <th>縦</th> <th>横</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~8</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>愛媛公委</td> <td>かい書</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>警察署長が指定する交番又は駐在所の勤務員</td> <td>1 運転免許証の記載事項の変更届出事務用</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p>2 省略</p>	項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途	縦	横	1~8	省略						9	愛媛公委	かい書	5	15	警察署長が指定する交番又は駐在所の勤務員	1 運転免許証の記載事項の変更届出事務用	10	省略						11	省略						12	省略					
項				ひな形	書体			寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途																																																																							
	縦	横																																																																																
1~8	省略																																																																																	
9	省略																																																																																	
10	省略																																																																																	
11	省略																																																																																	
項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途																																																																												
			縦	横																																																																														
1~8	省略																																																																																	
9	愛媛公委	かい書	5	15	警察署長が指定する交番又は駐在所の勤務員	1 運転免許証の記載事項の変更届出事務用																																																																												
10	省略																																																																																	
11	省略																																																																																	
12	省略																																																																																	

附 則

この規則は、平成24年3月10日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成24年4月1日から施行する。